

議員発第 19 号

茨木市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年12月5日提出

提出者	茨木市議会議員
	長谷川 浩
	滝ノ上万記
	中井高英
	山崎明彦
	山本隆俊
	福丸孝之
	上田光夫
	上田嘉夫
	辰見 登

茨木市議会議長

篠原一代様

茨木市条例第 号

茨木市議会議員定数条例の一部を改正する条例

茨木市議会議員定数条例（昭和47年茨木市条例第46号）の一部を次のように改正する。

本則中「30人」を「28人」に改める。

附 則
この条例は、次の一般選挙から施行する。